

鳥取市保健所条例（平成29年条例第62号）新旧対照表

改正後	改正前
<p>○鳥取市保健所条例</p> <p style="text-align: right;">平成29年12月22日 鳥取市条例第62号</p> <p>（設置）</p> <p>第1条～第2条（略）</p> <p>（使用料等の徴収）</p> <p>第3条 保健所の施設の使用又は保健所が行う業務については、使用料及び手数料（以下「使用料等」という。）を徴収する。</p> <p>2 使用料等は、次の各号に定める額とする。</p> <p>（1） 診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省告示第59号）別表第1 医科診療報酬点数表又は別表第2 歯科診療報酬点数表（以下「点数表」という。）に掲げる検査1件につき点数表により算定した額に <u>1000分の880</u> を乗じて得た額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）</p> <p>（2） 診断書の交付 1件につき420円</p> <p>（3） 証明書の交付 1件につき650円</p>	<p>○鳥取市保健所条例</p> <p style="text-align: right;">平成29年12月22日 鳥取市条例第62号</p> <p>（設置）</p> <p>第1条～第2条（略）</p> <p>（使用料等の徴収）</p> <p>第3条 保健所の施設の使用又は保健所が行う業務については、使用料及び手数料（以下「使用料等」という。）を徴収する。</p> <p>2 使用料等は、次の各号に定める額とする。</p> <p>（1） 診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省告示第59号）別表第1 医科診療報酬点数表又は別表第2 歯科診療報酬点数表（以下「点数表」という。）に掲げる検査1件につき点数表により算定した額に、<u>消費税法（昭和63年法律第108号）第6条第1項の規定により非課税とされる検査にあつては10分の8を、それ以外の検査にあつては1, 000分の864</u> を乗じて得た額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）</p> <p>（2） 診断書の交付 1件につき420円</p> <p>（3） 証明書の交付 1件につき650円</p>

(使用料等の減免)

第4条 市長は、特別の理由があると認めるときは、規則で定めるところにより、使用料又は手数料を減額し、又は免除することができる。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

この条例は、平成31年10月1日から施行する。

(使用料等の減免)

第4条 市長は、特別の理由があると認めるときは、規則で定めるところにより、使用料又は手数料を減額し、又は免除することができる。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。